

る。(上原 p 14)

しかし、シャレス伍長の日記を大量に再掲することが「二重掲載」だから問題だというのであるならば、日記の引用の分量を減らすなり、冒頭「イスラエルの東端に」に引用した集団自決の目撃談を「ニューヨーク・タイムズ」のそれに差し替えるなりして修正し、「慶良間で何が起きたのか」の執筆を続けるという選択肢も検討されてよかつたはずである。しかし、そのようなことが話し合われた痕跡はなく、前泊記者らは話合いの前から第2話「慶良間で何が起きたのか」の掲載拒否を決めていたのである。

このこともまた、「イスラエルの東端に」の掲載拒否の理由が「二重掲載」ではなく、集団自決命令がなかったという結論が予想された第2話全部の掲載を阻止することにあったことを示している。その理由は、原告に対して1人の編集委員が述べた「新報の編集方針に反する」というもの以外の何ものでもなかつた。(甲1 p 4)

5 最終回原稿掲載拒否の理由—名城知二郎の証言—について

(1) 『パンドラの箱を開ける時』の最終回(181回)原稿は、前半部分が『沖縄戦ショウダウン』と宮城晴美の『母の遺言—切り取られた自決命令』、そして産経新聞に掲載された照屋昇雄氏の証言を要約して紹介し、集団自決が隊長の命令によるものではないこと、隊長命令によるものとされたのは沖縄に適用された救護法による救済に必要な方便だったことを簡潔にまとめあげたものである。多くの沖縄県民が偏った新聞報道などからあつたと思い込まされている集団自決の隊長命令が実は存在しなかつたという真相は、沖縄では衝撃的なものであり、その真実を示すうえで『沖縄戦ショウダウン』で発表した関係者の証言等を手際よく紹介することが必要であることは明らかである。

後半部分は、当事者である赤松隊長が渡嘉敷島の警察官だった比嘉喜順に宛てた2通の手紙の引用である。「村の戦史については軍事補償其の他の関係からあの通りになったと推察致し、出来るだけ触れたくなかったのですが、あのような結果となり、人々から弁解のようにとられたことと存じます。何時か正

しい歴史と私たちの善意が通じることと信じております。」(甲36の1)「何れにしても私たちは真相が明白にされ、私たちの汚名が拭ひ去られる日を期待して努力しております。一日も早く沖縄の人々にも理解して頂き、私たちと島民が心を合わせて共に戦ったように次の世代が憎しみ合うことなく本土の人々と仲よくやってゆけることを祈ってやみません。」(甲37の1)。2通の手紙の内容は、非道な集団自決の冤罪を着せられ、赤鬼と罵倒された赤松隊長が保持していた人間の尊厳を訴えてやまない。それは、まさしく集団自決の核心を衝くものであり、沖縄の読者を瞠目させるものとなるだろうと予告された長期連載『パンドラの箱を開ける時』の幕を閉じるに相応しい重要な資料であった。しかも、それらは紛れもない「初出の資料」である。

集団自決の隊長命令が幻であったという真実を、沖縄の人々と本土の人々とが仲よくやつていけることを祈る赤松隊長の人間性とともに伝えることで、原告は、初回の予告編(乙3の1)で読者に約束した集団自決の真相を語るという重い責務を、最低限ではあるが、漸く果たすことができたはずであった。

- (2) 最終回原稿の掲載を拒否した理由について名城証人は、次のように証言している。

内容が、連載が中断した原因となった琉球新報に掲載された「沖縄戦ショウダウン」の内容を冒頭から紹介、要約する内容が続きありまして、それから、さらに沖縄タイムスに掲載された記事の紹介、それから産経新聞の記事の紹介という形で、そもそも連載が中断を余儀なくされる原因となった「沖縄戦ショウダウン」を再び蒸し返す形で出してきたということで、全体の8割近くが新味のない焼き直し的なもので、初出の資料を用いて違義するという趣旨からも違っていると、そういう判断があったというふうに記憶しております。(名城p3)

慶良間の集団自決の真相を伝えるうえで、集団自決の生き残りである金城

武徳らによる隊長命令はなかったとの証言、そして隊長命令の根拠となった証言が虚偽だったとする宮城初枝の告白が重要な資料であることは異論のないところであろう。援護金補償のために軍による命令ということにして書類を作った照屋昇雄の証言も重要な資料である。これらの証言を手際よく要約して組み合わせ、もって集団自決の真相を簡潔に伝えるドキュメンタリーはこの最終回原稿の外にはない。全体の8割近くが新味のない焼き直し的なものであるという名城証人の感想は全く《ためにする》ものである。

更に、後半で紹介された赤松隊長の手紙は、紛れもない「初出の資料」である。最終回原稿は、集団自決命令が冤罪であったという衝撃的な真相とともに、濡れ衣を着せられても人間の尊厳を失うことなく、本土と沖縄の人々との和解を祈る赤松隊長の崇高な人間性が漂う佳作である。

それが「二重掲載」だという屁理屈も「初出の資料」を用いてという難癖も、被告の掲載拒否を正当化する理由にならないことは一目瞭然である。

そして、何故、被告がかかるコジツケを弄してまで、『パンドラの箱を開ける時』の最終原稿の掲載を阻止しようとしたかを推し量ると、その真の理由、即ち、集団自決が軍の命令によるものだったという琉球新報による世論統制ともいえる編集方針に最終原稿が反するものであったという事実が浮かび上がってくる。

それは新聞が公器であることを忘れた被告による傲慢な言論封殺そのものであった。

6 言論封殺の真相—星雅彦の証言について

沖縄県文化協会の会長、浦添文化協会の会長、そして『うらそえ文藝』編集長を務め、沖縄の美術評論家・詩人として国際美術評論家連盟、日本ペンクラブ、日本詩人クラブ、日本現代詩人会に所属している星証人は、40年前ほど前に『沖縄県史』の「戦争記録編9巻」を書くために、沖縄本島北谷から南部一帯を調査し、集団自決の体験者約200人の証言を集め、当時の潮11月号に『集団自決を迫って』(甲8)を発表した経験を持っている。

星証人は、琉球新報の文化部長の依頼を受けて集団自決の真相に言及した原稿（甲38の1・400字詰めで6枚）を執筆した。文化部長だった宣保氏は、これに目を通し、「これは右翼が喜ぶ内容になっている。少し考えさせて下さい」と言って原稿を預ってリライトした。軍命がなかったという趣旨は随分と曖昧になっていたが、それでも命令がなかったということが通じればよいと思い、「それでいい」と発表を承諾した。ところが、4、5日ほどしてから宣保氏から電話があり、リライトしたものも載せられなくなったといつてきました。迷惑をかけたので原稿料を支払うということだったが、星証人はこれを断り、「あの原稿でも載せられないというのはおかしなことですね」と控え目に抗議した。（甲6、星p3～8）

星証人は、宣保部長は、掲載できない理由について「社の方針に反する」というような言い方をしてましたね、考え方方が違うという言い方をしていましたね」と証言している。（星p8）

星証人は、その後、原告と連絡を取り、話し合ったところ、大体意見が一致し、これを『うらそえ文藝』に載せることを考え、改めて対談の形をとった。（星p9）この対談は2009年5月発行の『うらそえ文藝』14号に「対談－上原正穏との一問一答－集団自決をめぐって」として掲載されたが、そこでは、集団自決が軍命によって起きたのではないという事件の真相とともに、沖縄の新聞の編集方針の偏りについて批判がなされている。

（星）日本も憲法で保障されているはずだが、自由な意見をいうと、右翼的発言をするなどと、すぐ規制される。

（原告）ところが、勝手に自主規制というのがあって、今の沖縄の新聞は自分たちに都合の悪いことは載せないわけですよ。

（星）載せない。編集方針が偏っていると言えるだろう。

（原告）こんなことでは沖縄の新聞の未来は全くない。もう沖縄の新聞の良心は地に落ちたと言ってもいいじゃないかと思っています。

星証人は、証言で真正を確認した陳述書（甲6）において次のように語っている。

私は、集団自決の真相について書いた依頼原稿が掲載を拒否された経験から、上原正稔さんに対する掲載拒否も自社のキャンペーンにとって都合が悪いと考えた琉球新報の編集方針によるものだとみていました。琉球新報には、社会の『公器』を預かるものとしての自制に欠け、沖縄の世論を意のままに操作・演出できるとの奢りさえ感じられます。『眞実』に検舉になり、『公正』を重んじ、少數の多様な意見にも耳を傾ける姿勢が必要です。そうでなければ、沖縄の世論と言論に成熟はありません。

それが、沖縄の言論人の一人として、また、沖縄の世論と民主主義の成熟を願うものとして、この度、上原正稔さんが琉球新報に対して起した裁判の趣旨に共感し、自らの体験と良心とするところを証言する決意をした理由です。（甲6 p 10）

7 損害賠償請求権

第2話「慶良間で何が起きたのか」での掲載拒否は、本件連載契約に違反する被告の債務不履行であり、同時に掲載の期待権を侵害する不法行為でもある。

作家にとって連載契約は、執筆原稿に対して支払われる原稿料だけではなく、執筆原稿が新聞紙上に掲載されることが約束されていることが重要である。広く世間に閲覧される機会を得ることで原稿料では補えない精神的満足を得るのである。また、新聞紙上での掲載は執筆原稿に著作権を発生させる事実上の要件でもある。

第2話の掲載拒否によって原告は甲3の2・3の提出原稿を含め、既に必

要な資料を集めて構想を練り上げていた4—50回分の連載原稿にかかる原稿料を得ることができなかつた。

のみならず、第2話「慶良間で何が起きたのか」の連載によって果たそうとした沖縄戦ドキュメンタリー作家としての責務を果たせなくなり、「はじめに」で予告した慶良間で起きた集団自決の真実の核心を衝くドキュメンタリーを連載するという読者に対する約束を破る結果となつた。

事実、沖縄有数の人気ブログ『狼魔人日記』を開設している江崎孝氏は、琉球新報の読者として原告の連載に注目していた。「実証的戦記を得意とする上原さんが当時話題沸騰していた集団自決の『軍命論争』に関し、どのように記述するかが関心の的だったからです」。ところが、読者に一言の説明もないまま4カ月中断した後、休載中の記事が再開されたとき執筆者の原告に対して一種の失望感を感じたという。ひと言で言えば、「上原正穂よ、お前もか！」という心境だったと述べている（甲23）。江崎孝氏と同じ失望を味わった沖縄の読者は少なくないだろう。

作家にとって読者を失望させることは、最大の不名誉であり、屈辱であり、無念である。原告は読者との約束を果たし、傷ついた権威に屈しないドキュメンタリー作家としての誇りと名誉を回復するため、集団自決の真相と被告の言論封殺の不当を『うらそえ文芸』における星雅彦との対談や「人間の尊厳を取り戻す時—誰も語れない『集団自殺』の真実—」の寄稿（甲7）や八重山日報への「慶良間で何が起きたのか」の寄稿（甲41の1～6）などで訴えることを余儀なくされた。本件訴訟も「はじめに」での約束を果たすための作業の一つである。

被告は原告が蒙ったこれらの精神的損害に対し、相当の慰謝料を支払う義務があるのは当然のことである。

最終回原稿（乙6）の掲載拒否によって原告が蒙った損害は、1回分の原稿料に止まらないことは、敢えていうまでもないだろう。

最終回がないまま打ち切られたことで原告は「はじめに」で読者に約束し

た慶良間の集団自決の真相を琉球新報紙上において発表できないままに終わり、『パンドラの箱を開ける時』は著述の作品として未完のものとなった（後者は、著作権法20条1項が保護する著作者人格権に対する侵害の不法行為を構成する）。

最終回原稿の掲載拒否によって原告が蒙った精神的損害（著作者人格権侵害によるものも含む）に対し、被告が相当の慰謝料を支払うべきことも当然である。

よって原告は被告に対し、訴状記載の損害賠償請求権を有している。

以上

『パンドラの箱を開ける時』関係証拠一覧表

		掲載期間	証拠	備考
はじめに	1回	H19(2007)5/26	乙3の1	・予告編
第1話「みんななくなつた—伊江島戦」	14回	H19(2007)5/29 ～6/16	乙3 の2～15 (甲4)	・乙3の4～7(シテス伍長は語る)は、乙1の6～8(神縄戦シタケン)の再掲 ・第77師団アクション・ポートの引用(乙3の13・14)
第2話「軍政府チームは何をしたか」	4回	H19(2007)10/16 ～10/19	甲5	・「第6海兵師団スヘル・アクション・ポート」の引用
第3話「久米島虐殺事件の真実」	35回	H19(2007)10/20 ～12/15	甲26 の1～35	・吉浜巖編『久米島虐殺事件資料』(警防団日誌)引用(甲26の2・3) ・吉浜智改著『久米島戦争記』(吉浜日記)引用(甲26の3・5・7・11・19・20～29・33～35) ・具志川中学校記念誌『久米島の戦争』引用(甲26の7～10) ・大島幸夫著『沖縄の日本軍』引用(甲26の10) ・渡辺恵央著『逃げる兵』引用(甲26の13・30・31) ・米上陸部隊S-2・3報告書(新資料)の引用(甲26の5・6・11・14・15・19～26) ・『沖縄戦トップシークレット』第16話「久米島共和国をつくれ」(甲30の2)に掲載された「軍政府チーム報告書」の再掲(甲26の14・15・20・25・27)
第4話「終わりなき戦い—ハッカー将軍と家族の物語」	19回	H19(2007)12/18 ～H20(2008)1/22	甲17 の1～19	・『司令官の見た戦場・ハッカーハー中将の日記』(甲31)の再掲

『パンドラの箱を開ける時』関係証拠一覧表

				<ul style="list-style-type: none"> ・「戦場より愛を込めて・パッケー中将から妻への手紙」(甲32)の再掲 ・「戦争の時、平和の時・パッケー中将の死をめぐる人間の物語」(甲18)の再掲 ・『沖縄戦トップシークレット』の「偽りの降伏調印式」の引用
第5話「南北琉球を調査せよ」	17回	H20(2008)1/23 ~	甲33 の1~2	・『戦争を生き残った者の物語』第6話「2つの琉球処分」の引用
第6話「沖縄の墓と宗教のなぞ」	5回			
第7話「天使の島を見た少年 PW」	15回	H19(2008)2/27 ~	甲34 の1~2	・『沖縄戦トップシークレット』第3話「沖縄住民を救え」の再掲
第8話「沖縄戦はこうして始まった」	15回	H20(2008)3/20 ~4/11	甲35	
第9話「生き残った新聞人は証言する」	10回	H20(2008)5/27 ~6/10	甲27 の1~10	・甲27の9・10は、「沖縄戦日誌」(甲28)に掲載した「嘆願書」の再掲
第10話「住民の命を救った天使」	18回			
第11話「米軍事情報部は何を見たか」	18回			
第12話「アメリカ人の見た天皇」	5回			
第13話「そして人生は続く」	4回	H20(2008)8/1 ~8/19	乙5 の1~4	・最終回原稿(乙6) ・「お知らせ」(甲44)

『パンドラの箱を開ける時』関係証拠一覧表

原告の著作

タイトル	掲載紙	期間	証拠	備考
『沖縄戦日誌・第10軍G2報告書』	沖縄タイムス	S60(1985)	甲 28	
『沖縄戦アメリカ軍戦時記録・第10軍G2レポートより』	三一書房	S61(1986)7/31	甲 21	
『沖縄戦トップシークレット』	沖縄タイムス	H7(1995)3/8	甲 20(第10話 写真の裏の真実・大田海軍提督の最後) 甲 30 の 2(第16話・久米島共和国をつくれ)	・甲 20 は甲 19 の 1~7(第5話・大田海軍提督の最後)で再掲 ・甲 30 は甲 26 の 1~35)で再掲
『司令官の見た戦場・バックナー中将の日記』	沖縄タイムス	H7(1995)5/29 ~ 7/8	甲 31 の 1~35	
『戦場より愛を込めて・バックナー中将から妻への手紙』	琉球新報	H7(1995)6/24 ~ 6/28	甲 32 の 1~4	
『戦争の時、平和の時・バックナー中将の死をめぐる人間の物語』	琉球新報	H14(2002)6/14 ~ 7/2	甲 18 の 1~10	・琉球新報
『沖縄戦ショウダウン・「集団自決」を目撃した米兵士の記録』	琉球新報	H8(1996)6/1 ~ 6/25	乙 1 の 1~13	
『戦争を生き残った者の記録』	琉球新報	H18(2006)4/4 ~ 12/28	甲 19 の 1~7(第5話) 甲 19 の 8~9(第9話)	・甲 20(大田海軍提督の最後)の再掲